

---

# 第5次いわき市障がい者計画（後期） 第7期いわき市障がい福祉計画 第3期いわき市障がい児福祉計画

---

## 素案策定概要

I	第5次障がい者計画（後期）の概要	1
1	障がい者計画とは？	1
2	基本理念及び基本目標	1
3	施策の分野と基本的方向性	1
II	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要	5
1	障がい（児）福祉計画とは？	5
2	成果目標	5
3	サービスごとの量の見込み	9

令和6年1月



いわき市 保健福祉部

# I 第5次障がい者計画（後期）の概要

## 1 障がい者計画とは？

- 『第5次いわき市障がい者計画』は障害者基本法に基づき策定する、6年（令和3～8年度）を1期とした計画です。前期（令和3～5年）と後期（令和6～8年）に分かれており、本計画は後期計画となっています。
- この計画では、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定めています。

## 2 基本理念及び基本目標

現行計画からの継続

- 本計画は、現行計画である「第5次いわき市障がい者計画」の後期計画（見直し）であることから、**基本理念及び基本目標については現行計画から引き継ぎ**、以下の通り定めています。

### 基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

### 基本目標

1	全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること	2	全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
3	可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること	4	社会参加の機会を確保すること
5	どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと	6	社会的障壁を除去すること

## 3 施策の分野と基本的方向性

現行計画から一部変更

- 本計画では、基本理念及び基本目標の実現に向けて、**6つの施策分野**ごとに、**基本的方向性**を定めています。
- 次ページからは、本計画の策定にあたって、新たに盛り込んだ内容や変更点について、分野ごとにお示ししています。

## 施策分野1 理解促進

※前期計画「啓発・広報」から変更

- 現行計画の施策体系を整理し、**学校教育における理解促進**や**虐待防止**などに関する施策を新たに盛り込むことで、さらなる理解の促進に取り組みます。

基本的方向性		
ア	「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	<b>変更</b> ：前期計画の一部を集約
イ	障がいを理解するための福祉教育の推進	
ウ	障害福祉サービス等に係る情報提供の充実	
エ	ボランティア活動の推進	
オ	権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止	

### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ 市内中学校・高等学校など学校教育と連携し、理解を深める教育（出前講座等）を推進【イ】
- ・ 手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成のための認知度向上に向けた啓発・広報活動【エ】
- ・ 「障がい者虐待防止センター」の周知及び通報の啓発【オ】
- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止の推進【オ】

※【 】は該当する基本的方向性（以降同様）

## 施策分野2 生活支援

- 生活支援体制や障がい福祉サービスに関する施策体系を整理するとともに、新たに、**家族介護者等への支援**や**地域移行（一人暮らしへの移行）への支援**、**行政情報のアクセシビリティ向上**等に取り組む、地域生活の総合的な支援の充実を図ります。

基本的方向性		
ア	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	<b>変更</b> ：前期計画の一部を集約
イ	障害福祉サービス等の充実	<b>変更</b> ：前期計画の一部を集約
ウ	地域移行及び自立生活への支援の推進	
エ	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	
オ	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	
カ	情報アクセシビリティの向上	<b>変更</b> ：施策分野1から移動
キ	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化	

### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ ヤングケアラーをはじめとする障がいのある方の養護者（家族等）に対する相談等の支援やサービス提供体制の確保、強度行動障がい者への支援体制の整備【ア】
- ・ GHから一人暮らし等への移行を希望する方への自立生活への移行・定着に向けた支援の充実【ウ】
- ・ 庁内での音声コードの導入・運用の促進、災害時の多様な伝達手段等による情報伝達体制の整備【カ】

### 施策分野3 保健・医療

- 現行計画での取組みを継続しながら、**精神障がいのある方への相談支援体制の強化**を図ります。

基本的方向性	
ア	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
イ	障がいの原因となる疾病等の予防
ウ	リハビリテーションと医療の充実
エ	精神保健福祉の推進
オ	<b>難病に関する</b> 地域保健事業の充実 <b>変更</b> ：施策名称変更（下線部）

#### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ 障がいを理由に社会とのつながりが希薄な精神障がいのある方等に対し保健師等が訪問し相談支援や助言などを行う【工】
- ・ 精神障がいのある方が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備【工】

### 施策分野4 生活環境

- 現行計画での施策体系や取組みを継続しながら、**避難行動要支援者への支援の強化**を図ります。

基本的方向性	
ア	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
イ	地域における暮らしの場の確保
ウ	施設等における安全体制の確保
エ	災害発生時における支援体制の確保
オ	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

#### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ 避難行動要支援者に対し、災害時の避難に関する簡易アンケートや訪問調査などにより要支援者の詳細な現況把握を行い、調査結果に基づいた実効性の高い個別避難計画を作成【工】
- ・ 福祉避難所への直接避難の促進（あらかじめ要支援者と福祉避難所を紐づけることで、一般避難所を経由せず避難可能に）【工】

## 施策分野5 教育・育成

- 現行計画での施策体系や取組みを継続しながら、新たに**病気療養児の学習機会の確保や図書館における読書支援サービスの充実など**を図ります。

基本的方向性	
ア	一貫した療育支援体制の充実
イ	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
ウ	「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
エ	社会的及び職業的自立の促進
オ	生涯学習活動の充実

### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ 通学が困難な病気療養児も含め障がいのある幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の活用や学習機会の確保【ウ】
- ・ 図書館利用が困難な方に対する読書支援サービスの実施（電子図書館の周知等）【オ】

## 施策分野6 雇用・就業

- 現行計画での施策体系や取組みを継続しながら、雇用と就業の充実に向けて、新たに**農福連携の推進や雇用の質の向上など**に取り組めます。

基本的方向性		
ア	就業支援及び生活支援施策の推進	
イ	多様な就労機会の確保	
ウ	一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	
エ	<u>一般就労が困難な障がいのある方に対する支援</u>	<b>変更</b> ：施策名称変更（下線部）

### 本計画で新たに盛り込んだ主な内容

- ・ 法定雇用率の達成のみならず、雇用の質の向上【イ】
- ・ 行政機関での雇用後の離職防止【イ】
- ・ 農業分野での障がい者の就労支援（農福連携）の推進（市内農業者及び福祉事業者等を対象としたスタディツアー等を実施）【イ】
- ・ 就労後に障がい者となった方の職場復帰支援【ウ】

※掲載を割愛していますが、各分野・基本的方向性の具体的な事業については、精査の上各種変更・追加を行っています。事業の詳細は別冊素案をご覧ください。

## Ⅱ 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要

### 1 障がい（児）福祉計画とは？

- 『第7期いわき市障がい福祉計画』は障害者総合支援法、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は児童福祉法に基づき策定する、3年（令和6～8年度）を1期とした計画です。
- 国の定める「基本指針」（市町村が障害（児）福祉計画を定める際の基本的な方針を定めたもの）に沿って、「**成果目標**」と「**サービスごとの量の見込み**」を定めています。

### 2 成果目標

- 令和5年5月に、国の基本指針の一部見直しが行われ、その中で障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標設定についても一部改正されました。これを踏まえ『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』においても、以下のように成果目標を設定します。

#### （1）『第7期いわき市障がい福祉計画』の成果目標

##### 成果目標1：福祉施設の入所者の地域生活への移行 ※下線は第6期からの変更箇所

- ①令和4年度末時点の施設入所者数（300人）の6%以上を地域生活に移行  
→目標：18人移行（令和8年度末）
- ②令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数（300人）から**5%以上削減**  
→目標：15人削減（令和8年度末）

##### 成果目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

※国の基本指針では、本目標は都道府県のみ設定となっているが、本市では独自に活動指標を設定

- ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 **活動指標**  
→目標：毎年3回開催
- ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 **活動指標**  
→目標：毎年12人参加
- ③協議の場における目標設定及び評価の実施回数 **活動指標**  
→目標：毎年1回実施

**成果目標3：地域生活支援の充実** ※下線は第6期からの変更箇所

①令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う

→目標：地域生活支援拠点等を整備 ※本市ではすでに整備済

コーディネーターを1人配置

運用状況の検証・検討を年1回以上実施

②強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める **第7期新規**

→目標：支援ニーズの把握、強度行動障がい有する者に対する支援体制を整備

**成果目標4：福祉施設から一般就労への移行等** ※下線は第6期からの変更箇所

①令和8年度中に、福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者を令和3年度実績（31人）の1.28倍以上へ。うち、

就労移行支援事業を通じた移行者数を令和3年度実績（27人）の1.31倍以上

就労継続支援A型を通じた移行者数を令和3年度実績（0人）の1.29倍以上

就労継続支援B型を通じた移行者数を令和3年度実績（4人）の1.28倍以上

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体（9か所）の5割以上とする **第7期新規**

→目標：一般就労に43人移行（令和8年度末）

就労移行支援事業を通じた移行者数 36人（令和8年度末）

就労継続支援A型を通じた移行者数 1人（令和8年度末）

就労継続支援B型を通じた移行者数 6人（令和8年度末）

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所を5か所に増やす（令和8年度末） **第7期新規**

②令和8年度末の就労定着支援事業利用者を、令和3年度実績（11人）の1.41倍以上とする

→目標：就労定着支援事業を16人が利用（令和8年度末）

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体（3か所）の2割5分以上とする

→目標：1か所の就労定着支援事業所を就労定着率7割以上とする（令和8年度末）



**成果目標5：相談支援体制の充実・強化等** ※下線は第6期からの変更箇所

①令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する

- 目標：基幹相談支援センターの設置 ※本市ではすでに設置済  
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を各年度205回実施  
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援を各年度37回実施  
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組を各年度79回実施  
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証を各年度68回実施 第7期新規  
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員を1人配置 第7期新規

②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する 第7期新規

- 目標：協議会における相談支援事業所の参画による事例検討を各年度1回実施  
協議会に各年度20箇所の事業者・機関が参加  
協議会の専門部会を各年度4部会設置  
協議会の専門部会を各年度18回実施

**成果目標6：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

①令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

- 目標：都道府県が実施する研修に、各年度職員1人参加  
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制を構築  
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を各年度1回共有  
指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築  
指導監査結果を各年度1回共有



## (2) 『第3期いわき市障がい児福祉計画』の成果目標

### 成果目標1：障害児支援の提供体制の整備等

①令和8年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置する

→目標：児童発達支援センターを3カ所設置 ※本市ではすでに設置済

②令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

→目標：保育所等訪問支援事業所を4カ所設置 ※本市ではすでに設置済

③令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する

→目標：児童発達支援事業所を2カ所設置 ※本市ではすでに設置済

放課後等デイサービス事業所を2カ所設置 ※本市ではすでに設置済

④令和8年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

→目標：関係機関の協議の場を1カ所設置

コーディネーターを1人配置

⑤発達障がい児等に対する支援 **活動指標**

→目標：ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を各年度10人受講  
ピアサポートの活動に各年度10人参加

### 3 サービスごとの量の見込み

- 『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』では、障害福祉サービス等の必要な量の見込みを以下のとおり設定します。
- 『第7期いわき市障がい福祉計画』では、日中活動系サービスの一つとして**就労選択支援が新設**され、本市では令和7年度からのサービス提供を目指しています。
- 各サービスの量の見込みについては、これまでのサービスの利用傾向をもとに、おおむね利用者数や利用量の増加（または維持）を見込んでいますが、施設入所支援については、前述の成果目標1で施設入所者の削減を目標としていることから、減少を見込んでいます。

#### (1) 訪問系サービス

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人）	527	562	557	556	556	557
	利用量（時間／月）	6,236	6,615	6,986	7,271	7,587	7,936
重度訪問介護	利用者数（人）	25	26	29	33	36	39
	利用量（時間／月）	4,186	4,790	5,279	5,885	6,601	7,514
同行援護	利用者数（人）	92	95	90	93	96	100
	利用量（時間／月）	1,353	1,582	1,865	2,175	2,550	3,005
行動援護	利用者数（人）	33	33	34	36	38	40
	利用量（時間／月）	514	604	621	694	782	888
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間／月）	0	0	0	0	0	0

#### (2) 日中活動系サービス

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人）	824	830	828	832	836	840
	利用量（日／月）	14,821	14,747	15,335	15,532	15,732	15,937
	定員数（人）	783	783	785	832	840	840
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人）	3	5	11	13	15	17
	利用量（日／月）	7	19	40	42	49	55
	定員数（人）	30	30	80	80	80	80

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人） ※下段は精神障がい利用者数	53 (43)	69 (55)	73 (57)	79 (64)	90 (71)	104 (76)
	利用量（日／月）	444	501	560	612	694	819
	定員数（人）	32	26	76	76	76	76
宿泊型自立訓練	利用者数（人）	12	3	2	2	2	2
	利用量（日／月）	144	74	58	58	58	58
	定員数（人）	0	0	0	0	0	0
就労選択支援 ※第7期新規	利用者数（人）	—	—	—	—	151	327
	利用量（日／月）	—	—	—	—	182	396
就労移行支援	利用者数（人）	149	170	172	182	196	212
	利用量（日／月）	1,303	1,237	1,311	1,322	1,346	1,379
	定員数（人）	106	110	98	111	129	150
就労継続支援 A型	利用者数（人）	113	129	135	145	157	170
	利用量（日／月）	1,690	2,033	2,368	2,615	2,890	3,194
	定員数（人）	110	110	110	124	139	156
就労継続支援 B型	利用者数（人）	698	767	855	931	1,013	1,104
	利用量（日／月）	11,337	12,220	13,682	14,707	15,824	17,045
	定員数（人）	685	735	742	818	900	991
就労定着支援	利用者数（人）	10	18	25	31	38	46
療養介護	利用者数（人）	68	70	70	69	69	69
	定員数（人）	164	164	164	164	164	164
短期入所	利用者数（人）	107	131	149	163	177	193
	利用量（日／月）	334	401	349	394	459	550
	定員数（人）	32	32	32	41	50	60

#### 就労選択支援とは…

障がいのある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいのある方の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいのある本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます

### (3) 居住系サービス

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	17	22	22	26	31	37
	※下段は精神障がい利用者数	(12)	(16)	(16)	(21)	(23)	(26)
共同生活援助	利用者数（人）	364	398	428	464	504	549
	※下段は精神障がい利用者数	(101)	(119)	(125)	(132)	(144)	(151)
	定員数（人）	364	381	381	421	465	514
施設入所支援	利用者数（人）	313	320	321	316	310	304

### (4) 相談支援

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	1,628	1,774	1,884	1,953	2,027	2,104
地域移行支援	利用者数（人）	0	0	1	1	1	1
	※下段は精神障がい利用者数	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
地域定着支援	利用者数（人）	31	22	15	16	16	16
	※下段は精神障がい利用者数	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

### (5) 障害児通所支援

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人）	390	592	701	851	1,033	1,256
	利用量（日/月）	1,521	2,125	2,583	3,007	3,506	4,094
	定員数（人）	370	390	420	564	739	953
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
	利用量（日/月）	2	3	3	2	2	2
放課後等 デイサービス	利用者数（人）	766	897	1,037	1,230	1,459	1,736
	利用量（日/月）	8,440	10,909	12,594	15,098	18,169	21,966
	定員数（人）	560	570	600	742	910	1,114
保育所等訪問 支援	利用者数（人）	13	18	24	36	42	44
	利用量（日/月）	6	7	6	9	11	13

### (6) 障害児相談支援

サービス名		第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数（人）	423	456	485	490	496	503